

もうだ!選挙に行こう!!

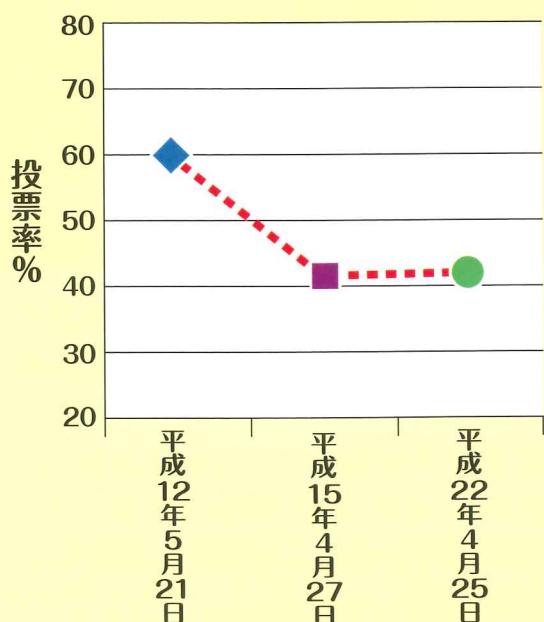


4月20日(日)

宗像市長選挙 宗像市議会議員補欠選挙 の投票日

(大島投票区・地島投票区は4月18日に繰上投票)

【過去の宗像市長選挙の投票率】



◆ 平成12年5月21日(旧宗像市) 60.79%

■ 平成15年4月27日 41.88%

(平成18年5月21日の市長選挙は無投票当選)

● 平成22年4月25日 42.35%

前回の宗像市長選挙の投票率は、約42%でした。有権者の半数を超える人が投票する権利行使していない状況です。

間接民主制のわが国では、私たちは選挙で代表者(公職)を選ぶことで政治に参加します。私たちの願いや考えは、選挙で選ばれた代表者(公職)によって政治に反映していくのです。

今回の市長選挙・市議会議員補欠選挙は私たちの身近な課題を考え、選択する機会です。一人ひとりが主権者としての自覚を持ち、候補者の人物や政策をよく見て、大切な自分の一票を投じましょう。

投票日に投票に行けない方は、期日前投票を！

投票日に仕事、冠婚葬祭、旅行、レジャー、買い物などのため投票所に行けない方は、投票日の前日までの次の期間に「期日前投票」することができます。投票日に用事がある方は、期日前投票をしましょう！

●期日前投票の場所／期間

▽市役所(北館103会議室)／4月14日(月)～19日(土)

午前8時30分～午後8時まで

▽大島行政センター(ロビー)／4月14日(月)～17日(木)／午前8時30分～午後5時まで

※大島投票区及び地島投票区の人はいずれの場所でも4月17日(木)まで

●投票方法

市選挙管理委員会から送付する投票所入場券に期日前投票宣誓書を添付していますので、あらかじめ宣誓書を記載して持参してください。期日前投票所での記載が不要になります。

期日前投票では、通常の記名式投票用紙を使用します。市長選挙・市議会議員補欠選挙それぞれ候補者一人の氏名を記載してください。(投票日当日の投票では記号式投票となり、全候補者の氏名が記載された投票用紙を使用し、投票したい候補者の氏名の上欄にスタンプで○をつけます。)

※入場券をなくしたり持参を忘れた場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、期日前投票をすることができます。投票所で係員に申し出てください。

選挙運動について

公職選挙法により、選挙運動は立候補の届出が受理された時(4月13日)から投票日の前日(4月19日)までの間でしか行うことができません。立候補届出前の選挙運動は禁止されています。また、選挙運動期間中も選挙運動用自動車などでの「連呼行為」や「街頭演説」は、午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。

選挙運動は、各候補者の政見、政策などを有権者が知り、大切な一票を投じる判断の基礎となるものです。そこで公職選挙法では、選挙の公正・公平を確保するため、選挙運動でできること、できないことを細かく定めています。選挙運動で「できないこと」の主なものを紹介します。

①飲食物の提供の禁止：選挙運動に関して飲食物(湯茶やお茶うけのお菓子を除く)を提供することは、原則としてできません。また飲食物を陣中見舞などといって選挙事務所に差し入れすることもできません。

②戸別訪問の禁止：有権者の家(会社等を含む)を訪ねて、特定の候補者への投票を依頼したり、あるいは特定の候補者への投票をしないように依頼することは、戸別訪問として禁止されています。これは人目につきにくい所で有権者に直接対面して行われることが多く、買収などの他の違反行為と結びつきやすいため、禁止されているものです。